

特別解説

欧州における IFRS の適用事例

～ ESMA が公表する執行決定事例集①～

はじめに

欧州証券市場監督機構（European Securities and Markets Authority。以下「ESMA」という。）は、欧州金融市場の機能を改善するために証券法規と規制の分野で活動し、欧州各国の金融規制当局間で投資家保護および協力を強化することを目的とした、欧州連合の専門機関である。その活動の一環として、ESMAは、国際財務報告基準（IFRS）の適切な適用に関する関連する情報を財務諸表の発行者及び利用者に提供する目的で、欧州各国の執行者（規制当局等）による財務諸表に関する執行決定の機密データベースを開発・運用しており、そこからの抜粋をホームページに公表している。

この執行決定の公表により、市場の参加者には、欧州各国の執行者（Enforcer）が、どのような会計処理がIFRSに準拠すると考えたか、すなわち、ある会計処理がIFRSにおいて許容される範囲内に収まっていると考えられるかどうか伝えられることになる。さらには、執行決定とその決定の背景にある根拠とが公表されることにより、欧州内におけるIFRSの首尾一貫した適用に貢献することにもなる。

後述の表1に記したように、事例集は第30巻まで公表されており、このうち、2015年11月に公表された第18巻までは、日本公認会計士協会が和訳を行っている。事例集の原文と和訳ファイルは、日本公認会計士協会のホームペー

ジから入手することができる。本稿では、まず、これらの事例集の概要を紹介したあと、実際に取り上げられている事例の傾向等を分析する。そして最後に、最も直近（2025年6月27日）に公表された事例集第30巻に収録されている事例の一部を適宜要約しながら紹介することとしたい。

執行決定事例集の概要と全体的な分析

これまでにESMAから公表された執行決定事例集は1巻から30巻まであり、収録された事例数は300件を超えている。公表された時期と含まれている事例の件数とを一覧にすると、表1のとおりである。

【表1】 ESMAがこれまでに公表した執行決定事例集

No.	公表された時期	含まれている事例の件数
1	2007年4月	16
2	2007年12月	11
3	2008年5月	14
4	2008年12月	15
5	2009年3月24日	10
6	2009年8月26日	8
7	2009年12月16日	17
8	2010年7月13日	13
9	2010年10月25日	9
10	2011年2月23日	9
11	2011年8月16日	9
12	2012年10月10日	9